

公立大学法人山梨県立大学教育情報システム機器等購入

次のとおり一般競争入札を行いますので、公立大学法人山梨県立大学契約事務取扱規程（平成22年 法人5104号。以下「規程」という。）第4条の規定により公告します。

令和7年5月20日
公立大学法人山梨県立大学
理事長 早川 正幸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 名称及び数量

公立大学法人山梨県立大学教育情報システム機器等購入 一式
（詳細は仕様書による。）

(2) 仕様等

入札説明書で定める内容等であること。（備品等納入、搬入、設置作業を含む。）

(3) 設置期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで

なお、設置期間までの間で、別に指定する日に搬入、設置するものとし、日時等については担当者との打ち合わせを確実に行うこと。

また、作業可能時間は以下のとおりとする。

平日：午前8時30分～午後5時

土曜日・日曜日・祝日：午前9時～午後5時

※利用者マニュアルの納品は9月30日（火）までを期限とする。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県出納局管理課調度担当

電話番号 055-223-1395

(5) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(6) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けているものでないこと。

(7) 公告の日以降に山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領又は公立大学法人山梨県立大学物品購入等契約に係る取引停止等措置要項（平成22年 法人第5105-1号）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) この公告に示した業務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。

(9) 納品する設備に係るアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号400-0035 山梨県甲府市飯田5丁目11番1号

(2) 入札説明書の交付

この公告の日から令和7年5月26日（月）午後5時までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第2条に定める国民の祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、入札を希望する者の申し出に応じて、メールにて配布する。入札説明書の交付を希望する者は、入札件名を添えて keieikikaku@yamanashi-ken.ac.jp へ連絡すること。

(3) 入札説明会

実施しない。ただし、この公告の日から令和7年5月26日（月）までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第2条に定める国民の祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、現地確認を希望する者の申し出に応じて、施設の利用状況を確認した上、公開する。

(4) 一般競争入札参加表明書の提出方法

この公告の日から令和7年5月30日（金）午後5時までに、3の（1）に郵送または持参すること。持参の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第2条に定める国民の祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和7年5月30日（金）午後5時までに必着とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年6月5日（木） 午前10時30分

公立大学法人山梨県立大学飯田キャンパス A館2階 中会議室

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他規程第10条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規程第26条各号に該当する者は、これを免除する。

(4) 損害賠償金

落札者が契約を結ばない場合は、落札者が損害賠償金を支払うものとする。その金額は、当該落札者が積算した契約金額の100分の5とし、速やかに納付すること。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。